

国家戦略特別区域限定保育士事業の実施に伴う関係条例の整備に関する条例

(沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例(平成24年沖縄県条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1中「保育士」の次に「(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)」を加える。

(沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年沖縄県条例第85号)の一部を次のように改正する。

第39条第2号中「保育士」の次に「(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)」を加える。

(沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年沖縄県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「保育士」の次に「(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)」を加える。

(沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年沖縄県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「保育士」の次に「(国家戦略特別区域法(平成25年法律第10

7号) 第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年11月25日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

国家戦略特別区域限定保育士事業を実施することに伴い、保育士の配置を定めた施設の配置基準について、国家戦略特別区域限定保育士を保育士と同様の取扱いとするため、関係条例の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。